**○関東地方整備局告示第百五十六号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日　関東地方整備局長　越智　繁雄

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 路線名 | 供用開始の区間 | | | 図面縦覧場所 | |
| 四百六十八号 | 相模原市緑区小倉字大和一三八八番一から同市緑区小倉字原一七二番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | | | 関東地方整備局及び同局相武国道事務所 | |

**○関東地方整備局告示第百五十七号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日　関東地方整備局長　越智　繁雄

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 路線名 | 供用開始の区間 | | | 図面縦覧場所 | |
| 四百六十八号 | 幸手市大字上高野字菩薩前一二〇七番二から茨城県猿島郡五霞町大字江川字橋向三六四二番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | | | 関東地方整備局及び同局北首都国道事務所 | |

**○関東地方整備局告示第百五十八号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日　関東地方整備局長　越智　繁雄

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 路線名 | 供用開始の区間 | | | 図面縦覧場所 | |
| 四百六十八号 | 久喜市原字大谷七四五番二から茨城県猿島郡境町大字西泉田字上野原一二四〇番九まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | | | 関東地方整備局及び同局北首都国道事務所 | |

**○関東地方整備局告示第百五十九号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十七日　関東地方整備局長　越智　繁雄

別表の指定番号八の項指定をした日欄中「平成二十二年三月十二日」を「平成二十七年三月十一日」に、指定の有効期間欄中「平成二十二年三月十四日から五年間」を「平成二十七年三月十四日から五年間」に改める。

**○関東地方整備局告示第百六十号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十七日　関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年関東地方整備局告示第四百八十六号東京都市計画道路事業補助線街路第八十一号線

三　事業施行期間　自平成十七年十一月十六日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

**○関東地方整備局告示第百六十一号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十七日　関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十一年関東地方整備局告示第二百八十二号東京都市計画道路事業補助線街路第八十三号線

三　事業施行期間　自平成二十一年八月十三日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

**○関東地方整備局告示第百六十二号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十七日　関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二年建設省告示第千六十五号東京都市計画河川事業第六号神田川

三　事業施行期間　自平成二年五月十日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

**○関東地方整備局告示第百六十三号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十七日　関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二年建設省告示第千五百七十九号東京都市計画河川事業第九号野川

三　事業施行期間　自平成二年九月十八日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

**○関東地方整備局告示第百六十四号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十七日　関東地方整備局長　越智　繁雄